

社会福祉法人 ゆうのゆう

2022 年度事業報告書

(2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日)



1：総括

2022 年度も「コロナ」抜きには語れない一年となりました。国内での感染流行第 7 波（7～9 月）と第 8 波（10～1 月）に合わせて、利用者さん・ご家族・スタッフにも感染が広がり、利用者さんとスタッフに限ってみても、第 7 波で約 50 名、第 8 波では 80 名を超える感染者が出ました。特に第 7 波で感染した利用者さんの中には、重症化による長期入院を余儀なくされた方、気管切開～人工呼吸器使用に至る方もおられ、利用者さんが罹患した場合の「リスク」をまざまざと思い知らされました。

また、コロナ罹患が原因ではないものの、実に 6 名もの利用者さんとの悲しいお別れを相次いで経験した一年でもありました。亡くなられた 6 名は、長年にわたって日常を共に過ごしてきた方ばかりだったこともあり、「ぽっかり」では済まない大きな穴が開いてしまったような喪失感に見舞われています。

一方この 2022 年度に、私たちは大きな節目を迎えました。「どんなに障害が重くても“通う”ことのできる場をつくる」という、私たちの「原点」となった「夢飛行」が開所 30 周年。「この子たちが学校を卒業した後にも通える場所を！」というご家族の強い思いから生まれた「機関車」が開所 20 周年。そして、「“親亡き後”も安心して暮らすことのできる住まい」として作り上げたグループホーム「ことのは」が開所 10 周年。

特に夢飛行の 30 周年は、私たちにとって謂わば「創業」30 周年に当たることもあり、有志のスタッフが中心となって記念イベントを企画。入所式やクリスマス会と同様に、全施設の利用者さん・ご家族・スタッフが一堂に会しての開催に漕ぎ着けました。草創期からの歩みを写真のスライドショーで振り返る記念ムービー上映のほか、全施設総出の巨大ビー玉アートのライブ制作、夢飛行開所当初からの利用者さんへ感謝を伝える表彰セレモニーなど、これまで関わってきた全ての人たちへの感謝と労い、そして「これからの 30 年」を担う決意に満ちた、感動的な時間と空間でした。

サッカーワールドカップのカタール大会で、森保監督率いる日本代表チームは、史上初となる「ベスト 8 進出」を目指し、それを「新しい景色」と表現しました。結果的に 16 強の壁を超えることは叶わなかったものの、優勝経験もある世界屈指の強豪——ドイツとスペインをグループリーグで撃破するという「誰も予想していなかった景色」を、実は私たちに見せてくれていたのです。

「これまでの 30 年」の悲喜交々、「コロナ」という経験、亡くなった利用者さんとの別れ、新しい利用者さんとの出会い…私たちはその全てを引き受けて、「これからの 30 年」に挑みます。どんなに障害が重くても、自分の生活を満喫し、自分の生命を全うできる地域と社会——「新しい景色」を見るために。

2023 年 6 月 1 日

代表理事 小林 美穂

2：デーセンターモモの家（生活介護）

□登録利用者：33名／定員：22名（2023年3月末時点）

□活動状況

2022度は、コロナの状況を見ながらではありませんでしたが、花見、買い物、散歩など、前年度よりも外出機会を増やすことができました。コロナ以降中止されていた地域でのイベント（福島区健康展・ヒューマンシアター・あいあい祭りなど…）も一部再開されたほか、新たに大阪市役所ロビーでの物販会（月1回）に参加することとなり、出張販売の機会が増えたことに伴い、日中活動で自主製品を製作する時間も例年より多く設定するようになりました。



施設内の活動としては、利用者さんとスタッフでグループを作り、楽器を演奏して楽しむ「モモフェス」を夏と冬に行いました。音楽は皆好きなのでとても盛り上がりました。

地域とのつながりに関しては、施設が所在する地域（福島区吉野4丁目）のお米屋さんが中心となって企画された「よし四フェスティバル」が定期開催されるようになり（毎月第4土曜日）、モモの家もリサイクルショップ「カシオペイア」として、9月から毎回参加。当初は、散歩を兼ねて利用者さんと屋外でのイベントに参加したり、モモの家を知ってもらうことを目的に、スタンプラリーの設置店舗として登録してもらったりという程度でしたが、現在では、施設内のスペースを活用した「ビー玉アート」体験コーナーやゲームコーナーをフェスティバルに合わせて設置し、地域の子どもたちとの交流に発展しています。「よし四フェスティバル」を通じて、利用者さんと地域の人たちとの相互の行き来が促され、新しい地域交流のルートが生まれました。

2023年度は、こうしたコロナ禍の中での新たな取り組みを継続しつつ、再開が見込まれる「のだふじ祭り」や福島区民祭りなどのイベントへの参加、自粛や規模の縮小をしてきたグループ外出の通常実施を含め、積極的に「外に出る」取り組みに力を入れていきたいと思っています。

3：デーセンター機関車（生活介護）

□登録利用者：28名／定員：15名（2023年3月末時点）

□活動状況

施設としてオープン20周年を迎えた2022年度は、各種販売活動の売上が過去最高を記録しました。大阪市から「ビー玉アート箸袋」の大口受注があったほか、リサイクルショッ

プの売上も好調だったので、利用者さんとスタッフ皆で喜びを分かち合いました。

ショップについては、買い物のお客さんだけでなく、古着や不要雑貨を提供して下さる地域の方もしばしば来店。地域の人たちとの顔の見える関係づくりが前に進んでいることを肌で感じることもできた、忙しく、嬉しい一年でした。



外出活動については、細心の感染症対策を行いながら、コロナの流行拡大の合間を縫ってグループ外出を復活させました。施設に近い京橋エリアや、少し遠出した伊丹空港、プールなど、グループごとの希望に合わせて出かけることができました。散歩や買い出しなどのちょっとした外出も含め、コロナ禍にあっても可能な限り積極的に「外」を

意識した取り組みに力を入れました。

また、2022年度の新しい取り組みとして、「さんでー×機関車」という地域イベントを始めました。1～2ヶ月に一度、日曜日に施設を開放し、音楽ライブや紙芝居、子どもに無償で軽食を提供する「こどもカフェ」などをスタッフ有志で企画・開催しています。地元の化粧品店とも連携し、従業員さんによる無料ハンドトリートメントコーナーを設けるなど、イベント開催を通じて地域での新しいつながりができています。

2023年度は、ようやく再開に漕ぎ着けた様々な外出や、「さんでー×機関車」のような新しい地域交流の取り組みを軌道に乗せながら、他施設の自主製品作りの取り組みを参考に、新商品開発にも力を入れ、まだ十分とは言えない出張販売の機会・場を開拓していきたいと思っています。

4：デーセンター音・on（生活介護）

□登録利用者：30名／定員：15名（2023年3月末時点）

□活動状況

2022年度は、コロナ禍の中にあっても、それまで通所を自粛されていた利用者さんが、少しずつ戻ってきたこともあり、徐々に「賑やかな音・on」を取り戻していく一年となりました。

した。十分な感染症対策を講じながら、舞洲などを行先としたグループ外出や、花見などの季節の外出にも可能な限り出かけていきました。

また、リサイクルショップや自主製品販売活動にも力を入れました。毎月最終土曜日を「SUPER ショップデイ」と銘打って、通常よりも陳列する商品数やポップなどの装飾を増やすなどして地域にショップの存在をア



ピール。自主製品販売については、Torute 以外の出張販売の場として、新たに港区役所と大阪市役所での物販会に毎月参加する取り組みを始めたほか、単発の出店ではあったものの、たまたまスタッフの一人が開催を知った韮公園でのフリーマーケットイベントに参加するなど、コロナ禍にあっても施設内に「引っ込む」のではなく、可能な限り「打って出る」ことを心がけました。

施設内の活動としては、流しそうめん・ダンス大会・スポーツ大会・成人のお祝い・忘「年度」会など、スタッフが様々な工夫を凝らして、利用者さんと一緒に楽しむことができました。

2023 年度は、出張販売を含む外出活動の更なる促進を通じて、利用者さんの社会参加につなげていくほか、施設内イベント・他部署との交流イベントの充実などを通じて、施設の中にいても外にいても、利用者さんが楽しく日中生活を送ることのできる音・on を目指していきます。

5：デーセンター夢飛行（生活介護）

□登録利用者：42 名／定員：31 名（2023 年 3 月末時点）

□活動状況

開所 30 周年という記念すべき節目を迎えた 2022 年度。残念ながら依然として新型コロナが猛威を振るう中ではありましたが、それでも感染対策に万全を期した上で様々な活動に取り組みました。感染を警戒してお休みされていた利用者さんたちも徐々に通所を再開してくれるようになり、以前のような賑わいが徐々に戻ってきたように感じる、そんな一年でした。

「密」を避けるためのフリースペース Tamariba の分散利用は、前年度同様継続しており、曜日ごとの特色も見られるようになってきました。火曜日は「モモの家」の利用者さんとも

協力して、蠟引き紙を用いた新しい自主製品の製作に取り組みました。木曜日はハンドベルなどの楽器を使った音楽療法的な活動を女性メンバーでわいわいと楽しみ、金曜日は外国人スタッフを交えた国際交流活動で盛り上がっていました。



10 月には、ここ 3 年ほど自粛してきたグループ外出を決行し、大阪旅行の行先にもなっていた新今宮の「星野リゾート OMO7」にてランチを満喫したり、新世界周辺を散策したりして楽しみました。

また、日中活動で利用者さんにとっても楽しんでもらえたと感じたのが、バレンタインイベント「とび出せ！トトロの森」です。となりのトトロの「さんぽ」の歌詞にちなんだ飾り付けやアトラクションを作り、天井走行リフトを活用

するなどして、利用者さんに「サーキット遊び」的な感覚で各コーナーを回ってもらうというイベントでした。「坂道～トンネル～くさっぱら～♪」と皆で口ずさみつつ、最後はジャンボトトロのお腹にダイブ！という具合で、全身を使って楽しんでもらえるイベントになったと思います。

残念ながら 8 月には夢飛行でもコロナのクラスターが発生してしまいました。スタッフ・利用者さん合わせて 9 名以上が罹患し、重症化のため長期間の入院を余儀なくされた利用者さんもおられました。2023 年度は、新型コロナの取り扱いが「5 類」に移行されることに伴い、以前のように外出の機会を積極的に設けるようにしていきたいと思う一方で、「重症化リスクの高い利用者さんたち」と日々接していることを念頭に、日常的なスタンダード・プリコーションの徹底を継続していきたいと考えています。

また、新しい利用者さんが加わることもあり、大所帯でも馴染んでもらいやすい雰囲気づくりを意識するほか、スタッフの提案で設置した「日中活動カレンダー」を活用して、外出やイベントをはじめとする多種多彩な活動を計画的に進めることで、一人でも多くの利用者さんが充実した日中生活を夢飛行で送ることができるよう努めていきたいと思っています。

6：グループホームことのは（共同生活援助）

□入居定員：7 名（2023 年 3 月末時点）

□活動状況

2022 年度は、ことのは開設 10 周年という節目の一年でしたが、「コロナ禍」と呼ばれる状況は依然として続き、入居者でも罹患される方が出ました。幸い重症化する方はおらず、

ホーム内のゾーニングや、陽性スタッフによる陽性入居者のケア「陽-陽ケア」など、感染判明「後」の対応にも法人スタッフ一丸となって取り組み、何とか危機を脱することができました。

一方で、感染拡大の波が落ち着いている時期を見計らって、少しずつではありますが、外出の機会を作ることに積極的に取り組みました。花見やイルミネーション鑑賞など、入居者全員で一緒に出掛ける外出のほか、大仙公園・ららぽーと堺・エキスポシティなどへの、外食とショッピングを目的とした個別外出、自室の模様替えでカーペットを新調するための家具店への外出などを通じて、入居者さん各自が「自分なりの外出」を満喫できたのではないかと思います。



また、2022年度からの新たな取り組みとして、グループホームでの生活をより充実したものとするための「入居者会議」を隔月でおこなっています。ホームでの日常生活に関わること（食事・入浴・家事全般）、イベント企画、入居者個別の生活目標などについて、入居者さんも一緒に考え、できる限り意思表出をしてもらえようサポートしながら進めています。

この会議の中で「10周年記念イベント」についても話し合い、イベント自体はコロナ禍の状況を鑑みて2023年度に持ち越しとしましたが、ご家族や関係者（成年後見人など）も交えた1泊2日旅行を催行することになりました。2023年度は、感染症対策も含めた日常生活の安心に取り組むとともに、この10周年記念旅行を成功させるべく、準備段階（下見など）から入居者さんにも積極的に関わっていただき、グループホーム生活での大きな思い出の一つとして残るよう「楽しむ」ことへの支援を十分におこなっていきたいと思います。

	2022 年度 活動・イベント	部署
毎月または隔月	車椅子ダンス練習会	全体
	全体 FBM デイ	全体
	「Torute」店頭販売担当	各部署（生活介護）
	FBM デイ（※夢飛行は FBM&ハプティックセラピーウィーク）	各部署（生活介護）
	誕生日会	各部署（生活介護）
	リラクゼーション	各部署（生活介護）
	大阪市社会福祉研修・情報センターでの物販活動	モモの家
	絵本読み聞かせ	モモの家
	モモシネマ（映画上映会）	モモの家
	イオン野田阪神店「イエローレシートキャンペーン」参加	モモの家
	よし四フェスティバル参画	モモの家
	大阪市役所ロビー物販会	モモの家／音・on
	キカンシャシネマ（映画上映会）	機関車
	映画評論会	機関車
	エクササイズデイ	機関車
	ガーデニングデイ	機関車
	ギター教室	機関車
	音楽の日	機関車
	ヨガの日	機関車
	防災の日／防災クラブ（防災関連日中活動企画）	夢飛行／機関車
	On シネマ（映画上映会）	音・on
	港区役所ロビー物販会	音・on
	SUPER ショップデイ	音・on
	天然酵母のパン販売（他事業所による出張販売受け入れ）	夢飛行
	西成区役所「福祉の店」出店	夢飛行
	映画の日（映画上映会）	夢飛行
年間通じて随時	リモート国際交流企画	全体
	利用者・スタッフの歓送迎会@日中活動	各部署（生活介護）
	グループ外出・プール外出	各部署（生活介護）
	リラクゼーション&ヨガ	モモの家
	カラオケ大会	モモの家
	舞洲外出	音・on
	入居者誕生日会	ことのは
	入居者個別外出	ことのは

4 月	花見外出	各部署（生活介護／グループホーム）
	じゃんけん大会	音・on
	入所式	全体
5 月	サッカーW 杯デイ	モモの家
	宝塚医療大学介護実習受け入れ	モモの家／夢飛行
	東京旅行	全体
6 月	坊主めぐり大会	モモの家
	スノーズレン計画！	モモの家
	百人一首大会	モモの家
7 月	七夕イベント	音・on
	運動デイ	音・on
	パーソナルカラー診断大会	モモの家
8 月	浴衣撮影大会	モモの家
	BBQ パーティー	ことのは
9 月	30 周年記念セレモニーイベント	全体
	大阪 880 万人防災訓練参加	全体
	流しそうめん大会	機関車
10 月	大阪旅行（OM07&新世界）	全体
	「とっておきの音楽祭 in 堺」出店	全体
	「福島区健康展」物販参加	モモの家
	ハロウィン企画	モモの家／音・on
	宝塚医療大学介護実習受け入れ	モモの家／夢飛行
11 月	神戸旅行	全体
	浴衣 days	音・on
	サッカーW 杯デイ	モモの家
	ポジティブ生活文化交流祭@長居公園	全体
12 月	クリスマス会	全体
	お笑い鑑賞会～M1 王者予想大会	モモの家
	足浴デイ	モモの家
	イルミネーション&アロマセラピー企画	モモの家
	「クイズ！正解は一年後」企画	モモの家
	「いぬいとかほすけ」ライブ企画	夢飛行
	スタッフ企画年末イベント	音・on

	ナイトイルミネーション外出@中之島	ことのは
	クリスマス&忘年会	ことのは
1 月	成人のお祝いイベント	各部署（生活介護）
	初詣外出	各部署（生活介護）
	書初め大会	各部署（生活介護）
	ウェルおおさか「はーとフェア 2022」物販参加	モモの家＋夢飛行
	モモフェス	モモの家
2 月	節分イベント	各部署（生活介護）
	バレンタインデーイベント	各部署（生活介護）
	「あいあい祭り」出店	モモの家
	WBC 解説デイ	機関車
3 月	ホワイトデーイベント	各部署（生活介護）
	花見外出	各部署（生活介護）
	ひな祭りイベント	機関車／音・on
	福島区ヒューマンシアター会場物販	モモの家
	足湯会	モモの家
	ふらっとカフェ with 大阪公立大	夢飛行
	ハンドマッサージ企画 by POLA	機関車
	忘年「度」会@日中活動	音・on

7：リサイクルショップ・自主製品販売・利用者還元金

□リサイクルショップ

生活介護施設 4 拠点それぞれにリサイクルショップを併設し、地域の方々から寄付いただいた古着などのリサイクル品のほか、自主製品などを販売しています。「買い物」というごく日常的な行為を通じて、地域の方々と利用者とは自然な対面コミュニケーションを交わしながら関係を築いていくことがショップ運営の目的です。

夢飛行のショップは、移転に伴う新装開店から 2 年余り。常連客と呼べるようなお客さんも出てきました。また地域柄か、外国人のお客さんもしばしば来店。利用者さんにとっては、外国人スタッフとの交流とはまた違った形での「国際交流」がリサイクルショップで展開される結果となり、日常に彩りを加えてくれています。

モモの家のショップ「カシオペイア」では、先述の地域おこしの定期イベント「よし四フ

「フェスティバル」に参画することにより、地域の人たちとの往来機会が増え、地域交流の一拠点として機能しつつあります。



機関車のショップは、元々のコンセプトの一つでもあった「ライブラリーカフェ」の面目躍如で、文庫本を中心に書籍の店頭陳列を増やしたり、リサイクル品の軒先陳列や、軒先ガーデニングを充実させたりすることにより、常連のお客さんだけでなく、通りすがりの方による来店も増えました。結果的には売上も過去最高をマークすることができました。

音・on では、徐々に常連さんも付き始めてきたリサイクルショップの、地域での知名度を更に上げるべく、先述の通り「SUPER ショップデイ」企画を毎月 1 回定期開催。また、Torute や港区役所、市役所での出張販売などを通じて音・on のことを知り、自主製品についての問い合わせやショップ来店につながるようなケースも出てきています。売上アップとともに、そうした地域の人たちと音・on とをつなぐ場としてもショップが機能するよう、工夫を続けていきたいと思っています。

□自主製品販売（Torute ほか）

【自主製品ラインナップ】

施設	自主製品	価格
夢飛行	ポストカード	200 円
	ミニトートバッグ	300 円
モモの家	布製マスク	300 円
	布製コースター・小	100 円
	布製コースター・大	150 円
	キャンヴァスアート・小	1000 円
	キャンヴァスアート・中	1500 円
	キャンヴァスアート・大	1800 円
	ヘアゴム	200 円
	シュシュ・小	100 円
	シュシュ・大	200 円

	ポーチ	500 円
	扇子	300 円
	ぼち袋	200 円
	お祝い袋	200 円
	マスキングテープ	200 円
	メッセージカード	150 円
	ラベルシール	100 円
	ポストカード	200 円
機関車	メモ帳	200 円
	一筆箋	300 円
	箸袋（箸 2 本付き）	100 円
	マグネット	300 円
	しおり	200 円
	ポストカード	200 円
音・on	くるみボタンのヘアゴム・小	150 円
	くるみボタンのヘアゴム・中	200 円
	くるみボタンのヘアゴム・大	250 円
	ミニ巾着（転写版）	150 円
	ミニ巾着（ビー玉アート）・小	200 円
	ミニ巾着（ビー玉アート）・中	300 円
	ミニ巾着（ビー玉アート）・大	400 円
	レジン製ヘアゴム	300 円
	キーホルダー	200～300 円
	ボールペン	300 円
	シャープペン	300 円
	ペン立て	250～300 円
	トートバッグ	700 円
	マグネット	300 円
	プレスレット	200 円
	ハンカチ	200 円
	ネックレス	300 円
	ぼち袋	100 円
	ポストカード	200 円

全部署共同で取り組んでいる販売活動として「Torute」があります。Torute は、大阪メトロ堺筋本町駅構内で、大阪市内の障害者支援事業所が共同運営する自主製品アンテナショップです。「ゆうのゆう」としては各部署が毎月1回ずつ店頭販売を担当しています。販売している自主製品と、実際に店頭に立って接客をおこなう利用者さんの姿を通じて、私たちの活動や重症心身障害者という存在について地域の人たちに知っていただくとともに、公共交通機関を利用した外出の機会として、利用者さんの社会参加につながる大切な取り組みとなっています。



このほか、各部署単位で取り組んでいる出張販売活動もあります。夢飛行は、西成区役所ロビーで区内の障害福祉サービス事業所が持ち回りで自主製品を販売する「福祉の店」に毎月1回出店。モモの家は、のだふじ祭り・福島区民祭り・あいあい祭り・福島区ヒューマンシアター・福島区健康展といった、区内の各種イベント（年1回ずつ）への出店のほか、西成区でも大阪市社会福祉研修・情報センターで毎月1回物販ブースを出しています。また、2022年度からは大阪市役所ロビーでも月1回の自主製品出張販売がスタート。売上増・活動PR・利用者さんの外出機会増に役立てています。音・onについても、2022年度から、モモの家と同じく大阪市役所ロビーでの物販を毎月1回おこなっているほか、港区役所でも、夢飛行と同じようなロビーでの販売活動に定期的（月1回）に取り組み始めました。機関車については、現状定期的な出張販売の場はToruteのみであるものの、大阪市からの自主製品受注を取り付けるなど、独自の取り組みを見せています。

□利用者還元金：

「利用者還元金」となる各種売上の合計は、前年度(2021年度)比でおよそ10%増の約119万円。利用者1人当たりが受け取る還元金は約8,300円（前年度比約4%増）となりました。依然コロナ禍にあった2022年度ですが、全体としては2年連続の売上増、かつ2年連続の100万円台突破という嬉しい結果を出すことができました。部署ごとの前年度比売上増減を見ると、夢飛行→約1%減、モモの家→約8%増、機関車→約38%増、音・on→約4%減で、機関車を除く3部署は前年度からほぼ横ばいの売上となりました。

夢飛行は、ショップの売上が微減となったものの、単価の高い「ビー玉アート」絵画リース事業やウェディングペーパーアイテムのオーダーメイド受注といった制作系活動の売上が

過去最高を記録しました（約 28 万円）。また、前年度から継続している宝塚医療大学の介護実習受け入れによる実習費収入（実習生に対して「先生」としての役割を担う利用者さんに実習費を還元）も手伝って、売上合計は 2 年連続で 50 万円を超えました。

モモの家については、夢飛行と同じく宝塚医療大学の介護実習受け入れを前年度に引き続き実施できたほか、コロナ禍で中止となっていた地域イベントの再開や、大阪市役所ロビー販売などの新たな取り組みによって出張販売の売上が回復したこともあり、2 年連続の売上増となりました。

音・on では、前年度より売上を減らしたものの、大阪市役所ロビー販売や港区役所ロビー販売といった定期の自主製品出張販売をスタートさせ、活動 PR の場と販路を広げました。



機関車については、新たに始めた「さんでー×機関車」の取り組みを通じて、地域とのつながりを充実させたことも相俟ってか、リサイクルショップの売上が好調だったほか、大阪市からの自主製品大口受注にも施設一丸となって応えた結果、過去最高の売上記録を出すことができました。

利用者還元金となる各種活動の売上は、利用者やスタッフの「生計」に直接影響するものではありません。あく

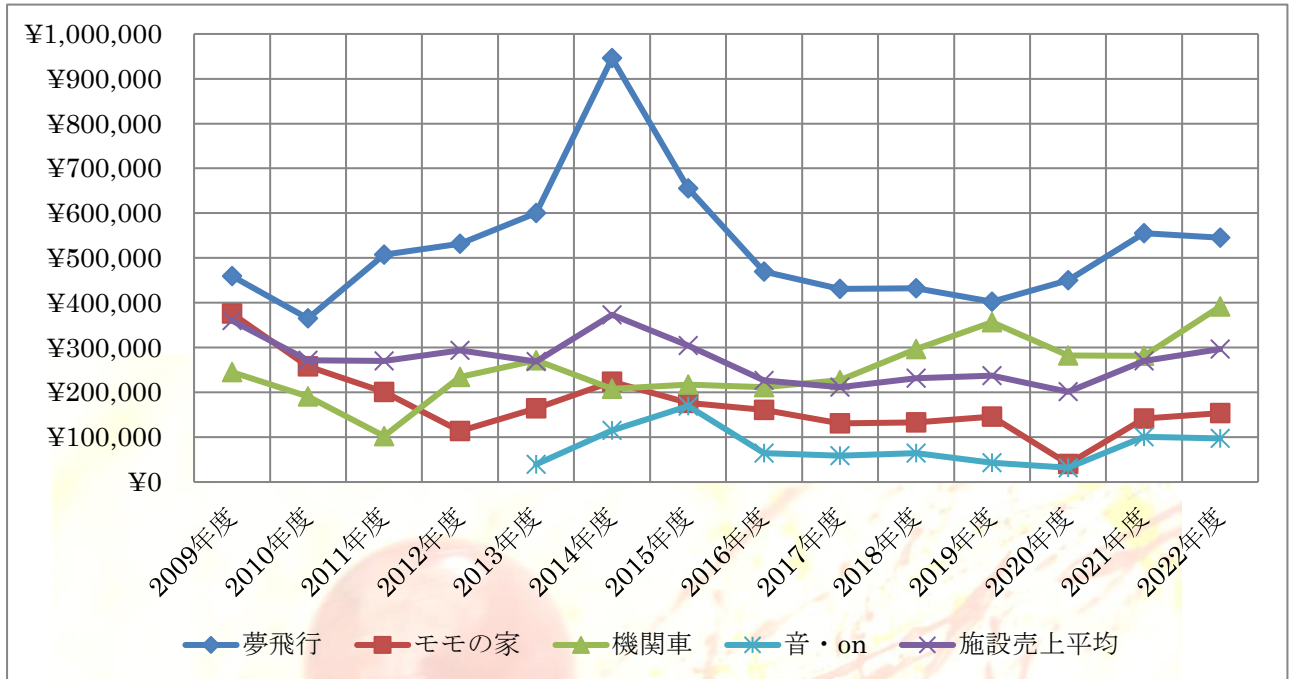
までも「売上増＝地域・社会からの共感・理解の拡大」という等式の成立を目指す——そうした位置づけで取り組んでいるものです。それ故に、利用者を巻き込みながら（＝利用者の主体的な関わりを組み込みながら）売上金を生み出す活動の成否は、自身の「仕事」に対するスタッフの「熱量」に負うところがかかなり大きいと言えるでしょう。その熱量の「供給源」をどこに求めるのか？ 個々のスタッフとしても、法人としても引き続き模索していきたいと思います。

【2022 年度・施設別売上合計】（）内は前年度の結果

モモの家	機関車	音・on	夢飛行	その他(繰越金等)	総合計	利用者数
154,077 円 (141,658 円)	391,431 円 (281,754 円)	97,030 円 (101,130 円)	545,418 円 (555,234 円)	1,483 円 (1,117 円)	1,189,439 円 (1,080,893 円)	142 名 (135 名)

※利用者 1 人当たりの還元金額＝8,376 円／人（前年度＝8,006 円／人）

【施設別売上合計の推移】



8：絵画

日中活動で制作したビー玉アート絵画(画布生地)を概ね1クール3ヶ月で貸し出す「絵画リース事業」は、コロナ禍においても、作品掛け替え(お届け)外出の際は公共交通機関ではなく送迎車を利用するなど、感染予防策を講じながら活動を継続しました。

結果、6箇所のリース先(全て歯科医院)に対して、掛け替えのための訪問回数は17回、売上は25万円を超えて、2年連続で過去最高を計上することができました。

リース用絵画の制作では、前年度に引き続き「きづきデザインラボ」代表の竹綱章浩氏を外部アドバイザーとして招き、新作の共同制作を実施。6作品が完成しています。

作品リース事業は、利用者還元金となる売上の単価が高く、リースという形態をとることで顧客との息の長い付き合い=関係作りが可能で、かつ、利用者の外出機会の創出にも繋がるという点で、今後もさらなる充実を図りたい活動の一つです。

また、リース用として制作した作品が、島根県立美術館で展示されたことも2022年度の大きなトピックの一つです。竹綱氏の参加するグ



ループ展に共同出展させていただく形でしたが、記念すべき初の大阪府外での展示となりました。

また、ウェディングペーパーアイテム（披露宴席次表・席札など）のビー玉アートによるオーダーメイドも数年ぶりに受注が入り（2件）、注文者に施設を訪問いただいて実際の制作風景を見学していただくなど、売上増だけでなく活動PRの点でも効果を上げました。



制作活動の充実という点では、夢飛行開設30周年を記念したイベントに際して、祭りのお神輿の様に装飾した特製の木枠を使って、全長6mの大型絵画を4施設が協力して制作しました。完成した作品はポストカードサイズにカットし、記念品として利用者さん全員に配っています。記念作品の制作を通じて、経験と作品を皆で「共有」できたことは、利用者さんにとっても一つの大きなエピソードとして記憶していただけるものになったのではないかと感じています。

ビー玉アートを活用した自主製品製作の面では、機関車が大阪市から「箸袋」500個の大口発注を受けました。納品まで無事にやり遂げたことで、売上だけでなく、日中活動の充実という意味でも大きな成功体験となりました。音・onでは、新商品の開発も含めて、ビー玉アート自主製品製作に意欲的に取り組みました。バッグや衣類といった縫製品、マグネットなどにもビー玉アートを施し、素材応用の幅が広がったほ



か、人気アニメをイメージしたものから「ふわふわ」など抽象的なテーマも取り入れて、斬新なデザインも表現できるようになりました。モモの家では、夢飛行のリース用絵画作品からヒントを得て、ミニサイズのキャンヴァス地で絵画を制作してそのまま自主製品として売り出すなど、部署間での情報共有が新商品誕生に繋がるケースもありました。この他にも布製マスク、巾着、エコバッグなど、時節を意識した新作商品は、各部署の売上増とともに、ビー玉アートを通じた重症心身障害者理解の促進にも貢献しています。

一方、私たちの絵画活動の「広報・発信」という側面では、「たんぼぼの家・障害とアートの相談室」が主催する「重度の障害のある人とアート」をテーマとする研究会に参加しています。オンライン上で、アートに関心のある参加者の方々にビー玉アート制作の紹

介をするとともに、「ケアとアート」の両立について意見交換を行いました。このように、2022 年度のアート活動は、法人の内外で新たな取り組みや実績作りに挑戦することができ、利用者還元金の売上増にも大きく貢献できた実りの多い一年となりました。

2023 年度は、絵画リース先の新規開拓のほか、ビー玉アートの新しい制作手法や表現手段の考案、さらにはビー玉アート「以外」のアート制作の可能性についての模索など、さらに精力的な取り組みを進めていきたいと考えています。

9：車椅子ダンス

毎年、生活介護の各施設から選抜されたメンバーが、日中活動の時間を利用した月 1～2 回の合同練習を一年間続け、発表会でその成果を披露しています。2022 年度は、第 15 期メンバーの発表会が 7 月に開催され、9 月からは第 16 期メンバーでの活動がスタートしました。



2020～2021 年度の発表会は、コロナ禍の影響により、延期や動画配信によるダンス披露という対応でしたが、15 期メンバーの発表会は、3 年ぶりに西成区民ホールでのリアル開催となりました。ただし、感染拡大予防の観点から、会場に直接赴いて観客となる利用者さん・スタッフの人数を縮小し、会場に足を運ばない利用者さん・スタッフ・ご家族向けに YouTube で発表会の様子をリアルタイム配信する、オンラインとリアルのいわゆる「ハイブリッド」形式を採りました。久しぶりのリアル開催を皆で喜び合った一方、映像のリアルタイム配信については、カメラワークや音声（集音）の問題から、十分に鑑賞できなかったという声も多く、課題が残りました。

9 月から活動を始めた第 16 期メンバーについては、ダンス初参加のスタッフも多く、基本ステップで苦戦する様子も見受けられますが、ペアとなる利用者さんとともに、一生懸命毎回の練習に励んでいます。一方、16 期メンバーとして頑張っていた利用者さん 1 名が 3 月に逝去されました。大変残念な思いですが、2023 年度の発表会では、ご本人が乗っていた車椅子に当日ご本人が着る予定だった衣装を乗せ、ペアスタッフとともに出演予定です。

車椅子ダンスは、施設の垣根を越えた「ゆるのゆう」としての一体感を感じることであり

る一大イベントの一つです。2023 年度こそは、「フルスペック」の発表会を成功させることができるよう、メンバーはもちろん、そうでない利用者さん・スタッフも巻き込んで雰囲気のを盛り上げていきたいと思っています。

発表会	テーマ	演目
第 15 期 (2022/7/13)	青春・胸キュン	「渡月橋～君想う～」(倉木麻衣)
		「My heart will go on」(セリーヌ・ディオン 映画「タイタニック」から)
		「波乗りジョニー」(桑田佳祐)
第 16 期 (2023/7/26) ※予定	カラフル	「青いイナズマ」(SMAP)
		「Black Cat」(ジャネット・ジャクソン)
		「紅蓮華」(LiSA)

10：輪（つながり）委員会

主に利用者さんの家族と担当スタッフが定期的(1～2 ヶ月に 1 回程度)に集まり、利用者さんの将来生活、とりわけ「親亡き後の生活」について、意見交換や学習会、見学会などを通じて具体的なアクションに繋げていくための取り組みです。

2022 年度は、完成した「つながりノート」(親・家族に「もしも…」のことがあった時のために必要な情報を予め書き残しておくもの)のさらなる活用を促進すべく、書き方講習会を行う予定でした。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、結果的には前年度と同様 1 回のみの開催となってしまいました。

一方、前年度から具体的に取り組み始めた、利用者さんの将来生活についてのモデルケースづくりについては、「一人暮らし」を目指す A さんにスポットを当て、ご家族・計画相談支援事業所との連携体制構築～アパートの一室に宿泊しながらの一人暮らし体験などに取り組みました。しかしながら 8 月に A さんが新型コロナ罹患～重症化に伴う長期入院を余儀なくされてしまいました。一度は退院され、宿泊体験の再開、訪問看護や訪問診療の利用もスタートさせることができましたが、現在は再び長期の入院中。退院後の地域生活サポートを万全にすべく、ご家族や関係機関と継続的に連携を図っているところです。また、A さん以外にも「親元を離れた地域生活」の具体的検討が必要と思われる利用者さんも出てきており、随時状況把握などに努めています。

2023 年度は、新型コロナ感染症の取り扱いが 5 類に移行することに伴い、徐々に従前の定期的な会合を再開していきたいと考えています。そこで「つながりノート」の書き方

講習会だけでなく、成年後見制度などの各種勉強会やご家族交流会などの機会をつくる予定です。Aさんをはじめとする、利用者さんの「一人暮らし／親元を離れての地域生活モデルケース」づくりについても、具体的・実証的な検討・アクションを重ねながら、この取り組みで得た経験やノウハウを、他の利用者さんのケースにも還元できるよう準備を進めていきたいと思っています。

【2022 年度・つながり委員会開催実績】

開催日	会場	参加者（家族）	内容
5/23	西成区民センター	5 名	「つながりノオト」書き方講習会

11：FBM（ファシリテーションボールメソッド）



FBMは「Facilitation Ball Method」の略称で、空気量を調整した専用ボール（ファシリテーション・ボール）を媒介とした心身へのアプローチ法を指します。身体と身体のコントクトがメインとなる活動のため、新型コロナウイルス感染症対策として、前年度に引き続き、部署間交流を含む参加人数・実施頻度などに制限を設けていました。

そんな中でも、夢飛行では「FBM ウィーク」として、ハンドマッサージをセットにした取り組みを定期的に行うことができました。夢飛行以外の各部署でも、日中の様々なタイミング（朝の会・日中活動・ケア場面など）で、FBMに触れる機会を随時作っていたほか、「FBM デイ」を毎月1回以上設けて集中的に取り組むなどしていました。フリースペース Tamariba を利用した「全体 FBM デイ（各施設から利用者・スタッフが参加）」も、感染拡大の間隙を縫って毎月実施しましたが、結果的に夢飛行以外の部署からの参加はありませんでした。

次年度は、インストラクター資格を有するスタッフから実践を通して、無資格スタッフに対する伝達を重ねていくことで FBM の質を一定程度保ちながら、部署・スタッフ間での連携を図りたいと思います。そのことによって、様々な利用者さんが満遍なく FBM に参加できる機会を作ったり、活動記録の作成やその効果的な利用方法を検討したりと、コロナ「後」を見据えた、安心安全で楽しい FBM 活動を作り上げていきたいと考えています。

12：旅行

元々希望する利用者 1 人当たり「毎年 1 回」「1 泊 2 日（遠方は 2 泊 3 日）」だったものを、予算などの事情から「希望者 1 人当たり 2 年に 1 回」「1 泊 1.5 日 or 2 日」と規模を縮小して、2018 年度以降、本格的な活動再開に漕ぎ着けました。

2022 年度は、前年度にコロナ禍の影響で延期としていた東京旅行を含めて、3 回の旅行を催行。2018 年度の活動再開以降、久しぶりに新幹線を利用したの中距離旅行（東京）を実現させることができました。また、前年度の旅行参加利用者が 15 名に留まり、ご家族の参加も無かったこととは対照的に、2022 年度は、利用者さんだけで 37 名、ご家族からも 8 名の参加がありました。コロナ禍の続く一年だったとは言え、前年度と比較すると旅行参加者（利用者＋家族）が大幅に増えたことも特徴の一つでした。

2023 年度は、東京に加えて、香川県の直島を「中距離」の行先として追加予定です。少しずつではありますが、利用者さんの参加人数や行先のバリエーションを増やしていくことができるよう、予算や人員体制の工夫を続けていきたいと思っています。



一方、コロナ禍（2020 年度）以降に入職したスタッフについては、そもそも利用者さんとの日常的な外出の機会自体が少なく、外出時支援のノウハウ共有やスキル習得がしにくくなっている傾向が依然として続いています。次年度以降、日常的な外出機会が徐々にコロナ「前」の水準に戻りつつあることを踏まえ、これを好機と捉え

て若手スタッフにも積極的に利用者さんの外出支援に携わってもらうなどして、旅行時支援スキルの「素地」を身に付けることができるよう、人材育成の観点からも働きかけが必要かもしれません。

「日常とは異なる楽しいひと時」であると同時に、公共交通機関や宿泊・観光施設など重

症心身障害者であっても不自由なく利用できる「社会資源の開拓」を担う取り組みでもある旅行。依然としてコロナ感染の状況に左右される側面が大きいことは確かですが、旅行行事に対する法人としての位置づけをスタッフ間でも再確認した上で、可能な限り積極的な催行を期していきたいと考えています。

【2022 年度・旅行催行実績】

日程	行先	利用者参加数※()内は家族
5/27～28	① 東京（ディズニーランドなど）	6 名（5 名）
10/2～3	② 大阪（OM07, 新世界など）	16 名（2 名）
11/13～14	③ 神戸（遊覧船クルーズ, 南京町, atoa など）	15 名(1 名)

13：国際交流企画

ワーキングホリデー制度により来日した外国人青年をアルバイトスタッフとして採用し、一回きりの「見学」ではなく、一定期間「日常を共にする」ことを「国際交流」として位置づけ、受け入れを始めてから 20 年以上が経ちました。現在、一定の外国語スキルを持つ日本人スタッフも増え、その協力を得ながら、外国人スタッフが主体となって日中活動を盛り上げる国際交流企画が軌道に乗りつつあります。

全部署参加の国際交流企画は、2020 年度以来のコロナ禍に鑑みて、各部署をオンラインで繋ぎ、リモートで楽しめるよう工夫を凝らしてきました。おおよそ 3 か月に 1 回のペースで「リモート国際交流」と銘打って実施しています。

2022 年度は、帰国した「元」ワーキングホリデースタッフと Zoom を活用して交流する「海外リモート」企画にも挑戦しました。元スタッフが地元を「街ブラ」しながら紹介するなど、「オンライントラベル」の雰囲気を味わいつつ、画面越しとはいえ、久しぶりの再会をお互いに喜び合う光景が見られました。また、イベント的な企画とは別に、外国人スタッフが、普段活動している部署を離れて他部署の現場に入る「異動体験」的な取り組みも試みました。



一方で、依然新型コロナウイルスの影響下にあったとはいえ、日本のいわゆる「水際対策」が緩和されつつあったことから、ワーキングホリデーや留学生などの入国が徐々に再開されたのも 2022 年度のトピックでした。私たちの現場でも、前年度中止となった「独日平和フォーラム」経由のドイツ人ボランティアの派遣が再開されるなどして、外国人スタッフ数は前年度より増え、年度末現在 8 名（ワーキングホリデービザ・配偶者ビザ・留学生ビザ）が活動しています（ブラジル・インドネシア・インド・ドイツ・リベリア）。

2023 年度の国際交流企画は、コロナの状況を注視しつつですが、「リモート」に限定せず、コロナ前のような「対面」も選択肢に入れた上で、3 ヶ月に 1 度の定期開催を目指します。内容としても、料理や音楽、ファッションなど異文化の特徴を具体的に知ってもらえるように、クイズやゲームを交えるなどして工夫を凝らしたいと思います。年度末に試験的におこなった「異動体験」についても、より実りのある交流活動として発展させることができるようブラッシュアップを図ります。外国人スタッフが日常的に活躍できる機会を創出することで、結果的に利用者さんの日常生活が豊かなものとなるよう、引き続き努めていきたいと思っています。

【2022 年度・リモート国際交流企画の開催実績】

時期	企画内容	企画スタッフ
5/18	カポエイラ（ブラジル伝統格闘技）演武＋ビリンバウ（ブラジル伝統楽器）演奏	日本人スタッフ 1 名
8/20	元・ドイツ人ボランティアスタッフとの近況報告会	元・ドイツ人スタッフ 2 名
11/5	新・ドイツ人ボランティア自己紹介企画	ドイツ人スタッフ 2 名
2/18	韓国オンライン街ブラ（ソウル城北洞）企画	元・韓国人スタッフ 1 名

14：後援会

延べ会員数は約 1200 名ですが、逝去などによる退会もあり、現員は約半数の 606 名となっています。従来の施設改修や送迎車両確保のほか、近年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、感染症対策のための備品購入等、後援会による支援の重要性が年々増している一方、友人・知人などに呼びかけ、後援会員を勧誘・獲得できる関係者やスタッフは全体のごく一部です。「後援会員の獲得」＝「私たちの活動に対する理解・共感を財政面の充実に結び付けること」——法人が社会に果たす役割や重症心身障害者と呼ばれる利用者のことを、「自分の言葉」で発信していく姿勢と実践が、スタッフ一人一人に求められています。

一方で、一部若手スタッフの提案により、法人としての SNS アカウント（Instagram）を開
設して、法人の取り組みや利用者さんの日常風景などを紹介することで、会員増のツールの
一つとして活用しようという試みが始まりました。会員の勧誘は、不特定多数を対象とする
よりは、個々のスタッフと付き合いのあるリアルな関係性に基づくことを前提にしながら、
今後も工夫を続けていきたいと思います。

15：医療的ケア

喀痰吸引や経管栄養注入といった医療的ケアを必要とする利用者は年々増加傾向にあり、
2022 年度末現在で 70 名、全利用者（132 名）の過半数を占めるに至っています。2012 年度
からは「社会福祉士及び介護福祉士法」の一部改正が施行され、一定の要件を満たした介護
職員が喀痰吸引などの「特定行為」を業務として行うことができるようになりました。

これを受けて、法人内でも法定研修の受講、「認定特定行為業務従事者認定証」の交付申請
手続きを随時おこない、医療的ケアを必要とする利用者の支援に支障をきたすことがないよ
う態勢を整えています。しかし一方で、改正法の施行からおよそ 10 年が経ちましたが、医療
的ケアを制度に則って実施するための事務手続きの煩雑さや、研修などにかかる法人の費用
負担など、制度運用面での課題が多いのも事実です。医療的ケアの「円滑な提供」や「普
及」を推進していくためには、行政に対する現場からの働きかけが一層必要になると思われ
ます。

現場で医療的ケアに当たるスタッフにとっては、自分たちのケアが「治療」を目的とした
「医療行為」ではなく、あくまでも「生活支援の一手段」としての「医療的ケア」なのだと
いう自覚を失うことなく日々の業務に当たることが不可欠です。医療的ケアのスムーズな実
施を可能とする環境整備を継続しておこなうと同時に、スタッフ一人一人が、重症心身障害
者支援の目的と意味を自問自答し続けることができる「職場風土」の維持・醸成が今後も課
題となります。

16：スタッフ研修・育成

スタッフ研修については、WEB 研修「サポーターズ・カレッジ」の指定受講をベースとし
た上で、看護スタッフを講師とする医療的ケアミニ研修や、受講対象となるスタッフの年次
を指定した内部研修の実施、外部開催の研修会・シンポジウムへの参加促進などを通じて、
スタッフの資質向上の一助となるよう努めました。

また、1年目のスタッフに対するメンター制度（個別の指導・育成スタッフ＝メンターを配置）は2022年度も継続。段階的な習得（到達）目標を設定した上でOJT（現場での直接指導）に取り組みながら、習得状況の振り返りや悩み事の相談のための定期面談（3ヶ月に1回）を設けるなどして、重点的なフォローの仕組みを整えています。

一方、若手スタッフだけでなく中堅～ベテラン以上のスタッフも対象として、介護福祉士資格の取得支援を、前年度から試験的に始めました。介護福祉士国家試験の受験に必要な「実務者研修」の受講サポート（受講費用やスクーリング時のシフト調整など）と、初回の国家試験受験料の支給が、主な支援内容です。この支援施策を活用して、2021～2022年度の2年間で、8名のスタッフが介護福祉士資格を取得しました。

利用者支援に当たって、個々のスタッフが「余人を以て代えがたい資質」を発揮できる職場風土を醸成したいと思う一方で、「どのスタッフであっても一定以上の水準で遂行可能」としたい（標準化したい）業務も少なくありません。スタッフ研修・育成の在り方が、その双方に大きく影響することを踏まえ、今後も試行錯誤を続けていきます。

【2022年度・WEB研修「サポーターズ・カレッジ」受講テーマ】

テーマ指定時期	指定受講テーマ
5～6月	虐待防止・実践編／コンプライアンスって？
7～8月	知っておきたい障害者支援関連制度／チームワークを考える
9～10月	福祉専門職の学習デザイン／家族との対応ってどうすれば？／中堅職員のためのリスクマネジメント／何故口腔ケアが必要な？／「慣れ」が招く事故とその防止
11～12月	福祉施設と地域活動／様々な記録の書き方
1～2月	福祉施設の個人情報管理／初めてのスーパーヴィジョン／セルフマネジメント／身近な家族を含めた支援

【2022年度・医療的ケアミニ研修テーマ】

1年次スタッフ	①呼吸器系の基礎と喀痰吸引
	②消化器系の基礎と経管注入
2年次以上スタッフ	①皮膚トラブルの基礎知識と対応
	②人工呼吸器使用者のケア

【2022 年度・内部研修実施状況】

	テーマ	実施時期
年次指定内部研修	請求事務と事業所運営 (2020 年生)	7/26
	医療的ケアの現状と課題 (2011・2012 年生)	10/27
	モニタリングと個別支援計画 (2022 年生)	12/8
自主内部研修	サポカレふかぼり会① 「虐待防止ディスカッション」	6/25
	サポカレふかぼり会② 「チームワーク」	10/1
	サポカレふかぼり会③ 「介護福祉士試験ふかぼり会」	2/10
	サポカレふかぼり会④ 「服薬管理」	3/4

【2022 年度・外部研修参加状況】

参加時期	参加外部研修名
4 月	—
5 月	アメニティフォーラム 25
6 月	業務継続計画(BCP)の策定について
7 月	オンラインスヌーズレン研修会
8 月	福祉職員キャリアパス対応障害研修課程・初任者コース／被後見人死亡後の事務／リーダーのためのよこいと座談会
9 月	災害を知ろう～重ねるハザードマップを使用して／エッセンシャルワーカーのココロとカラダが楽になるストレスマネジメント／手話を学ぶ人々へのエール！！2022 年度手話セミナー／移動・送迎運転協力者講習／福祉の今を知る！大阪市内の福祉活動の実践報告会
10 月	福祉職員のメンタルヘルス研修／ハラスメントへの対応について／オンライン海外研修「ノーマライゼーション先進国スウェーデンの障害福祉とは」／感染防止対策研修会「新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策等について」／障施協学習会「苦情解決と過剰な要望・要求への対応」
11 月	支える会セミナー「重症心身障害児者の暮らしを支える医療」／グル

	ープホームの現状と課題について／障害者虐待を未然に防ぐために～虐待防止につながるチームづくりと対応について～／重症心身障害者の病気・障害やケアの基礎知識
12 月	全く新しい誤嚥事故防止対策／大正区障がい者虐待防止啓発研修会
1 月	西成区自立支援協議会研修会「災害時避難シミュレーション」／オンライン脳性まひ講演会／社会福祉法人の経営戦略 2023—管理経営と年間タスク管理
2 月	発達障害の理解と支援／社会福祉施設の公益的な取組みの推進—コロナ禍での調査結果と実践事例から—／港区の防災／アメニティフォーラム 26／外国籍の人たちが置かれている日本の現状と課題について／科学的介護について／自閉症を楽しむ／やさしい日本語セミナー～福祉・介護現場で活用するために／障施協学習会「実践研究報告会」／社会福祉連携推進協議会
3 月	自閉症成人期支援者スキルアップ実践報告会／外国人労働者の働く権利を守るために

17：緊急時対応対策委員会

2015 年度に設置した緊急時対応対策委員会は、法人役員、施設長・副施設長、中堅以上のスタッフ、教育・危機管理セクション長で構成し、1～2 ヶ月に1 回の定例会議を軸に、対応・対策の具体化を推進しています。

①利用者の体調急変時・事故時の対応・事前対策・ケース検討＋医療的ケア安全委員会

実際に起きたヒヤリハット事例や事故報告をもとに事例検討を行い 再発防止策を講じました。

<事故対応・ケース検討>

■2022 年度は、「今まで起きたことがなく、対策が軽んじられていたこと」が実際の事故として起こるなど、日頃当たり前となっている活動風景を再度見直し、危険予知の意識を高めていかなければならないことが反省と課題として挙げられました。

■障害福祉分野に限らず、他業種での事故（通園バス車内置き去りなど）を当法人に置き替えて、起こり得る・想定し得る事故がないか、検討をおこないました。

■送迎車内の「緊急時ボックス」については全施設内容を統一しました。ボックス内の応急用携帯酸素発生器については、現在使用しているものが生産終了のため、代替品の検討を始めました。

■誤薬（服薬内容の誤り／服薬自体を忘れてしまう）については、過去10 年分の事例から傾向を分析した結果、比較的「同じ利用者さん・同じパターン」が繰り返されているケ

ースが多いこと、スタッフのケア途中での引継ぎ（交代）時にミスが多いことが分かりました。また、施設間で服薬に関するチェック方法が異なるため、自施設のチェック方法を見直す参考とする目的で、各施設の服薬チェック方法を動画撮影し、委員会メンバーで共有しました。

＜医療的ケア安全委員会＞

■経管注入ケアでの注入漏れが多数報告され、都度対策を講じるもののゼロにすることはできず、施設間の情報共有も課題となりました。

■注入ケア記録について、「短時間（15 分以内）での注入」については、注入直後の体調確認は必須とするものの、都度のバイタルサイン測定・記録は「省略可」としていました。しかし「体調確認をおこなった」こと自体は記録として残す必要があるとの意見を踏まえ、注入後の体調を記録用紙にチェックするよう様式変更をおこないました。

■経鼻経管栄養のカテーテル・シリンジ等が新規格製品（ENFit）に切り替わることを受け、医療的ケアの手技内容変更による事故を未然に防ぐための留意事項の共有をおこないました。

②BCP/防災委員会

■2022 年の「大阪 880 万人訓練」への参加は、訓練実施時間が午後となったため、各施設で参加する形をとりました。平常時の訓練を繰り返し行うことで災害時に焦ることなく行動できるということを再度確認しました。課題としては、収納棚からの転落防止と玄関や窓などのガラスの飛散防止が挙げられ、今後の対応を検討中です。

■地震の揺れなどを体験できるよう、阿倍野防災センター内にある体験型防災学習施設「あべのタスカル」への外出も日中活動として取り組んでいくこととしました。

■各施設での年 2 回の避難訓練（利用者さん＋スタッフ）は計画通り実施。また、大規模災害時の対応マニュアルを更新した上で、スタッフのみを対象とした「大規模災害発生時の出動可否連絡訓練」（携帯電話の SMS 機能を使用）もおこないました。「皆が被災者になる中で自分はどう動くのか・どんなことができるのか」という自問意識を高めていくことが一番重要であることを共有し、次年度も継続して実施していくこととしました。

■災害時用飲料水は 7 年の保存期限が切れたため、再度購入しています。

③感染対策委員会

感染症対策の強化として「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検

討する委員会（感染対策委員会）」の設置が令和 6 年度から義務化されることに合わせ、従来当法人でも設置していた「感染症対策委員会」を「感染対策委員会」として継続して開催していくこと、定期的な研修・訓練（年 2 回以上）とその内容の記録などの整備・計画を行っていくことを確認しました。

■前年度に引き続き、コロナ対策として「手洗い・うがい・消毒・換気」をベースとしたスタンダード・プリコーションを各施設で徹底しました。

■各施設で、散発的に感染者が発生していた中で、「感染→重症化」される利用者さんも現れました。重症化をきっかけに気管切開処置や人工呼吸器の使用を始められた方、現在も感染前の生活に戻ることができていない方もおられ、社会全体としてはコロナへの対策が緩和されていく中で、感染対策をどのように実施していくのが課題となりました。

■12 月後半には、モモの家でクラスターの感染者が増えたため、数日の休業期間を設けて感染拡大を抑え込もうとしましたが、結果的に年末年始にかけての感染はモモの家だけに留まらず、残りの生活介護 3 施設とグループホームで、利用者さん・スタッフ合わせて 40 名を超える感染者を出すこととなりました。

■次年度についても、新型コロナウイルスやインフルエンザを含め、感染症に対する基本的な対策を法人として確立していきたいと思います。

18：虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会）

令和 3 年度の制度改定により、虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会）の設置と、スタッフに対する研修実施を含む虐待防止施策の実施が義務付けられたことに伴い、当法人でも従前の虐待防止に関する取り組みを再編する形で、委員会を設置しました。

■以前からモモの家にて、虐待防止活動の一環として「不適切と思われるケア事例」を集め、施設ミーティングにて検討を行っていましたが、この事例収集を全施設で行うこととしました。

■各施設で「虐待防止マネジャー」を選任し、毎月の施設ミーティングに先行して「虐待防止ミーティング」を行い、収集された「不適切事例」について検討。その後、同月の施設ミーティングにて再検討と情報共有をすることとしました。

■従前の全体ミーティング内で、新たに虐待防止委員会（身体拘束適正化検討委員会）を年 2 回開催し、上記の各施設「虐待防止 MT」や施設 MT で集まった事例の検討・共有を法人全体でも行うほか、スタッフ向けの虐待防止研修についても、委員会（全体 MT）にて検討を行うこととしました。

■2022 年度は、利用者さんの排泄状況の把握・情報共有に関するプライバシーへの配慮、利用者さんの私物の扱い方、利用者さんへの声のかけ方などについて、不適切と思われる場面が見受けられたとの意見がスタッフから挙げられました。引き続き、不適切（と感じる）ケアに「気付く」こと、気付いたら迷わず「記録・発信」していくこと、それに必要なスキルを身に着けるため、研修にも力を入れていくことを確認しました。

■身体拘束適正化については、9 割以上の利用者さんが日常的に使用している「車椅子のベルト」をピックアップしました。ベルトで固定する身体の部位、どのような場面でベルト固定をおこなうか＝車椅子に乗って過ごすかについて、利用者さんごとに可視化し、個別支援計画書への明記とモニタリング時の振り返りを毎回おこなうことを確認しました。

19：決算報告

「WAM・NET」（独立行政法人福祉医療機構が運営する情報サイト）に掲載済み。

20：定款

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

（イ）障害福祉サービス事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人ゆうのゆうという。

（経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を

确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を大阪市福島区に置く。

第2章 役員及びスタッフ（職員）

（役員の定数）

第5条 この法人には、次の役員を置く。

- （1） 理事 6名
- （2） 監事 2名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 前項の代表理事をもって社会福祉法の理事長とする。

（役員の任期）

第6条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 役員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

（役員の選任と解任）

第7条 役員は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - （1） 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
 - （2） 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪え

ないとき。

(役員の報酬)

第8条 役員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給できる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(理事会)

第9条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては代表理事が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定および解職

3 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

4 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

5 前項の規定に関わらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、理事会の決議があったものとみなす。

6 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

7 理事会に出席した代表理事および監事は、前項の議事録に記名押印もしくは署名する。

(理事の職務および権限)

第10条 理事は理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己

の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第 11 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事およびスタッフに対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(スタッフ（職員）)

第 12 条 この法人に、スタッフを置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要なスタッフ（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任および解任する。
- 3 施設長等以外のスタッフは、代表理事が任免する。

第 3 章 評議員及び評議員会

(評議員の定数)

第 13 条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任および解任)

第 14 条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任および解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員解任・選任委員会は監事 2 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦および解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営の細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦および解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任および不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その

過半数をもって行う。ただし、外部委員が1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

（評議員会の構成と権限）

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は次の事項について決議する。

- （1）役員の選任または解任
- （2）役員の報酬等の額
- （3）役員ならびに評議員に対する報酬等の支給の基準
- （4）計算書類（貸借対照表および収支計算書）および財産目録の承認
- （5）定款の変更
- （6）残余財産の処分
- （7）基本財産の処分
- （8）社会福祉充実計画の承認
- （9）その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

（評議員会の開催と招集）

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

3 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第17条 評議員会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する評議員を除き、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項および第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

- 第18条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長および出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が署名または記名押印する。

（評議員の任期と報酬）

- 第19条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 4 評議員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 5 評議員には費用を弁償することができる。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第20条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金1000万円

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらねばならない。

(基本財産の処分)

第21条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会および評議員会の承認を得て大阪市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大阪市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第22条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、代表理事が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合に

については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第 23 条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告および決算)

第 24 条 この法人の事業報告および決算については、毎会計年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表および収支計算書（資金収支計算書および事業活動計算書）の附属明細書

- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号および第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事および監事ならびに評議員の名簿
- (3) 理事および監事ならびに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 25 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 26 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 27 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 5 章 解散

(解散)

第 28 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 29 条 解散（合併又は破産による解散を除く）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人や NPO 法人等の社会福祉事業を営む法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 6 章 定款の変更

(定款の変更)

第 30 条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大阪市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚

生

労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大阪市長に届けなければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

- 第31条 この法人の公告は、社会福祉法人ゆうのゆうの掲示板に掲示するとともに、官報、新聞または電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

- 第32条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

代表理事	今柳田和男
理事	齊藤真弓
理事	小林美穂
理事	菅野真弓
理事	太田晴美
理事	吉田肇
監事	高松邦明
監事	永田徹

変更後の定款は平成19年12月12日から施行する。

変更後の定款は平成21年8月1日から施行する。

変更後の定款は平成29年4月1日から施行する。

【定款細則】

1. 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会の委員は、議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

2. 日常の業務として理事会が定め、代表理事が専決するものは以下の通りとする。

- ① 施設長等の任免その他重要な人事を除くスタッフの任免
- ② スタッフの日常の労務管理・福利厚生に関する事
- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微のもの
 - ア 日常的に消費する調理材料、消耗品等の日々の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得および改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く
- ⑦ 損傷そのほかの理由により不要となった物品または修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却または廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- ⑧ 予算上の予備費の支出
- ⑨ 利用者の日常の処遇に関する事
- ⑩ 利用者の預り金の日常の管理に関する事
- ⑪ 寄付金の受け入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

以上

21：役員・評議員

2023年4月1日現在

評議員 山田弘子（家族会副会長）

長谷川幸子（家族会副会長）

西森年寿（大阪大学教授）
朴君愛（アジア・太平洋人権情報センター 上席研究員）
三木仁志（歯科医師）
柳川敏美（元支援学校長）
田所由美（家族会副会長）
理事 大槻瑞文（NPO 法人理事）
工藤涼二（弁護士）
小林美穂（社会福祉法人ゆうのゆう代表理事）
斎藤真弓（医師）
菅野真弓（NPO 法人代表理事）
廣本三枝子（前家族会会長）
監事 津田康夫（元障害者支援施設長）
荒井俊且（弁護士）

22：役員等報酬基準

役員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの理事および監事の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 本規定で役員とは、理事および監事をいう。

2 報酬とは、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 理事が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

3 理事に対し、別表1による年額1000円の報酬を支払うことができる。

第4条 理事が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 監事が、理事会および評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 監事が、法人および施設・事業所への実地指導・指導監査等への立会および運営状況の指導もしくは監査の業務またはその他代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運

営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第6条 役員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第7条 監事、理事が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は評議員会にかかる報酬および旅費は支給しない。

第8条 法人および施設・事業所のスタッフを兼務する役員は、原則この規定を適用しない。

第9条 「社会福祉法人ゆうのゆう定款」第8条にいう役員報酬の総額全体は、30万円以内とする。

第10条 本規定の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この規定は、2017年4月1日から施行する。

2. この規程は、2021年4月1日から施行する。

評議員報酬に関する支給基準

第1条 この基準は、社会福祉法人ゆうのゆうの評議員の報酬等について評議員会が定めるものである。

第2条 報酬とは、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

2 評議員が、入札等法人が開催する会議に出席したときは、別表1による報酬を支払うことができる。

3 評議員に別表1による年額1000円の報酬を支払うことができる。

第4条 評議員が、代表理事の命を受けて法人および施設・事業所の運営業務に従事したときは、別表2による報酬を支払うことができる。

第5条 評議員が、法人および施設・事業所の運営業務のため出張する場合は、別表3による日当および旅費・宿泊費を支給することができる。

第6条 評議員が同一日に開催される理事会および評議員会に複数回出席した場合は理事会にかかる報酬および旅費、また複数回目となる評議員会分は支給しない。

第7条 この支給基準の改正は、評議員会の決議を経なければならない。

附則

1. この支給基準は、2017年4月1日から施行する。

2. この支給基準は、2021 年 4 月 1 日から施行する。

23：処遇改善加算・特定処遇改善加算・特例交付金（ベースアップ加算）にかかる情報公開

	職場環境要件項目	当法人の取り組み
資 質 向 上 に 向 け た 支 援	介護福祉士、喀痰吸引等の研修支援 オンライン研修の導入 メンター制度の導入	介護福祉士試験の前提となる実務者研修費用や国家試験の受験料への補助、また勤務シフトの考慮等を通じて、スタッフが研修や講習を受けやすい環境を整えている。 また研修内容は、年次・改造別設置し、障害者福祉のオンライン研修機関と契約することで、スタッフは無料かつ計画的に視聴できる環境も整えている。 入職者については、メンターを設定し、各機関での具体的な業務達成目標を設定して確実な資質向上を目指す環境を整えている。
健 康 管 理	スタッフの腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	天井走行リフト、床走行リフト、移動用スリングシートの導入を積極的に推進し、業務におけるスタッフの腰痛予防対策等、負担軽減を図っている。
や り が い の 醸 成	ミーティング等による職場内のコミュニケーションの円滑化による勤務環境やケア内容の改善 地域の児童・生徒や住民との交流等	コミュニケーションソフトを導入し、円滑化を図っているほか、各利用者のケア内容、申し送りについては、コミュニケーションソフトや対面ミーティングを通じて業務内容やケア内容の改善を常に図っている。 また家族からの謝意等の情報を共有する機会を提供している。 地域の児童を対象としたモノづくりイベントなどを大阪大人間科学部のゼミや地元 NPO などと協力、共催し、スタッフのやりがい醸成を図

		っている。
多様な働き方の推進	スタッフの事情に応じた勤務シフトや短時間正スタッフの導入等 有給休暇が取得しやすい環境の整備	翌月の勤務・公休希望を事前に聴取し、可能な限り希望に沿う形で勤務シフトを組んだり、子育て期間中のスタッフに関しては、短時間勤務を認め、子どもの体調管理に応じて早退をフレキシブルに認め、多様な働き方を推進している。 記念日、ファミリー休暇等の名称を設けることで、有給休暇を取得しやすくしているほか、長期休暇（連続 11 日）を事前に取得希望を聴取して設定するなどの環境整備を行っている。
入職促進	事業者の共同による研修制度	他の福祉事業者と協力して、新人研修を共同して開催、交流を図るなどして福祉職の意義の共有化を図っている。また新卒からシニアまで、資格の有無にこだわらない幅広い採用活動を展開している。
生産性向上	高齢者の活躍等による役割分担の明確化	経理、労務事務や送迎など介護業務以外の業務の提供を通じて役割分担を明確化し、生産性の向上を図っている。

《処遇改善加算にかかる賃金に関する情報公開》

■ 正スタッフ（介護業務）：勤続年数に応じた賃金 ▼ 業務改善に積極的に取り組む等、管理者から一定の評価基準に基づき高い評価を得たスタッフに対する賃金 ▼ 夜間ケアに従事しないスタッフに研修回数に応じた賃金

■ 非常勤スタッフ（介護業務）：勤務期間に応じて、1 時間当たりの賃金の上乗せ

■ 各スタッフ共有（介護業務）：夜間ケアに 1 回従事することの賃金

《特定処遇改善加算にかかる賃金に関する情報公開》

■ 正スタッフ（介護業務）：勤続年数 10 年以上の正スタッフのうち、社会福祉士もしくは介護福祉士の資格保有者、サービス管理責任者に対する賃金

《特例交付金 ベースアップ加算》

- 正スタッフ（介護業務）：全スタッフに一律に設定した賃金
- 非常勤スタッフ（介護業務）：勤務年数に応じて設定した賃金

